

※前回代表選では全ての候補からご回答いただいております

2024 年 9 月吉日

2024 年度立憲民主党代表選挙
立候補者各位

性的指向・性自認に関する代表選挙アンケート
ご回答のお願い

(一社) 性的指向および性自認等により困難を抱えている
当事者等に対する法整備のための全国連合会
(略称：LGBT 法連合会)

団体 URL：<http://lgbtetc.jp/>

公益社団法人 MarriageForAllJapan - 結婚の自由をすべての人に
(略称：マリフォー)

団体 URL：<https://www.marriageforall.jp/>

謹啓 初秋の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊団体らの取り組みにご理解・ご支援を賜り誠に有難うございます。

LGBT 法連合会は、性的指向や性自認(ジェンダーアイデンティティ)に関する当事者、支援者、専門家などによる 110 の賛同団体等から構成される連合体です。立法府に対する政策提言活動を通じて、法整備を実現し、当事者の困難が解消されることを目的に活動を展開しております。

また、マリフォーは、婚姻の平等(同性婚)を実現させるために設立された団体であり、結婚の自由をすべての人に保障するための訴訟、立法その他法的活動を支援し、もって、すべての人が、そのセクシュアリティ(性のあり方)にかかわらず、個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて活動しています。

昨今、性的指向や性自認に関しては、2023 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されましたが、同年の日本が議長国を務めた G7 首脳コミュニケでは「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する。」と明記され、法施行直後に出された男女共同参画・女性活躍担当大臣による「日光声明」では「我々は、ジェンダー平等に対する組織的なバックラッシュと、あらゆる多様性を持つ女性と女兒、そして LGBTQIA+ の人々の権利の後退に対する懸念を繰り返し表明する。」とされています。

このような中、今後の立法府の取り組みを考える上でも、貴党の代表を決めることとなる選挙において、各候補者がどのようなお考えをお持ちであるのか、広く社会に共有したく、ここにアンケートを実施、送付させていただいた次第で

す。ぜひとも本アンケートの社会的意義をご理解くださり、ご回答いただければ幸甚にございます。

なお、上記の趣旨から、ご回答いただいた内容は、弊団体らのホームページ、または、そのリンク先のサイト等で公表させていただく予定にしておりますので、予めご了承ください。

謹白

ご回答・ご返送の方法についてのご案内（重要）

・メールでご返送いただける場合

返信用メールアドレス： まで、ご返送ください
届いた調査票にご記入の上、スキャンした電子データ（PDF）を添付いただき、ご送信ください。

・ファックスでご返送いただける場合

返信用 FAX 番号：
届いた調査票に、手書きでご回答いただき、それを上記のファックス番号に、ご送信ください。

・インターネットでもご回答いただけます

上記の URL、もしくは右記の QR コードから調査票にアクセスいただき、直接ご回答ください。

ご返送期日

9月18日(水)をめぐりに、なるべくお早めにご返送お願いいたします。受け付け順に、ご回答内容をウェブにて、公開させていただきます。

■本件に関するお問い合わせ先■

(一社) LGBT 法連合会 事務局 (担当：)

TEL： MAIL：

性的指向・性自認に関する代表選挙アンケート

問1 性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する課題は人権問題であると考えていますか？

1. 人権問題であると考えている
2. 人権問題であると考えていない
3. その他（ ）

問2 今回の貴党の代表選挙の貴殿の公約に、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する項目（「LGBT」や「SOGI」などに関する事項）は入っていますか？もし入っていないとしても、今後お取り組みをされますか？

1. 公約に入っている
2. 公約に入っていないが、今後取り組む
3. 公約に入っていないし、今後取り組まない
4. その他（ ）

問3. 岸田首相は、2024年3月15日の参議院予算委員会において、「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見は許されないもの」「合理的な理由なくジェンダーアイデンティティーを理由に特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならない」「トランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかなければならないものであると認識をいたします」と答弁しています。この答弁に対する貴殿のお考えをお聞かせください。

1. 同意できる
2. 同意できない
3. その他（ ）

問4 今後、「性的指向・性自認による差別をしてはならない」と明記した法律を制定するおつもりはありますか？

1. 制定するつもりである
2. 制定するつもりはない
3. その他（ ）

問5 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、2023年10月最高裁判所から法3条1項4号について違憲との決定がなされています。また、3人の裁判官は法3条1項5号についても違憲であるとの個別意見をつけました。これにより法改正が求められていますが、お考えをお聞かせください。

(参考：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」抜粋)

「第三条

(略)

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」

1. 早急に法3条1項4号はもとより、法3条1項5号など残る懸案も含めて改正する必要がある
2. 早急に法3条1項4号のみを改正する必要がある
3. 法3条1項4号の改正をする必要はあるが急ぐ必要はない
4. 改正する必要はない
5. その他 ()

問6 同性婚の法制化(法律により、当事者の法律上の性別がいずれであっても結婚を可能とすること)に賛成ですか。

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 その他 ()

候補者氏名(回答者氏名) _____

(以下は公開しません。)

ご回答について不明の点があった際にお尋ねするためにお伺いします)

ご連絡先 TEL _____ MAIL _____

ご担当者名 _____

ご回答ありがとうございました。

■本件に関するお問い合わせ先■

(一社) LGBT 法連合会 事務局(担当:)

TEL: MAIL: